

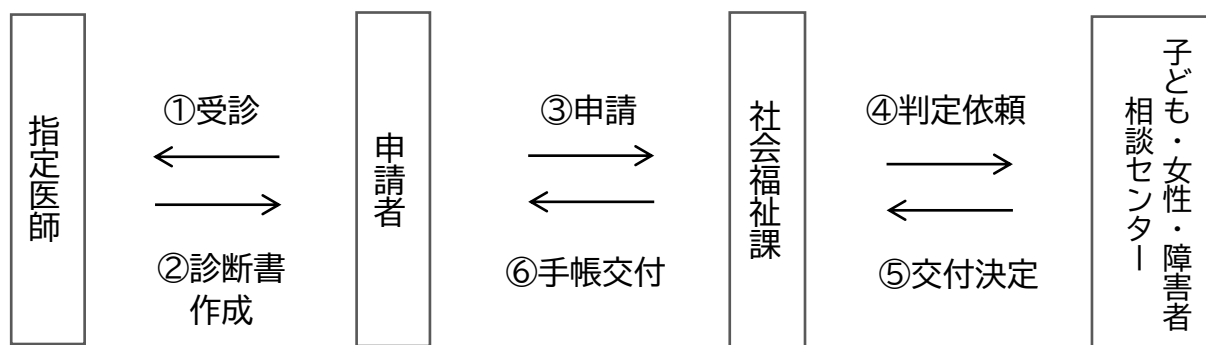
3. 障害者手帳

身体障害者手帳

身体に障がいのある方が、各種の支援を受けるために必要となるものです。障がいの程度により、1級から6級までの区分があります。

手帳を申請される前に、かかりつけの病院に一度ご相談ください。

● 交付までの流れ ※手帳ができるまで1～2か月ほどかかります。



手続	内容	必要なもの			
		マイナンバーのわかるもの ※1	顔写真 ※2	診断書 ※3	手帳
新規	初めて手帳を申請するとき	○	○	○	
再交付	再認定・障害程度の変化や他の障害が発生したとき	○	○	○	○
	手帳を破損したとき	○	○		○
	手帳を紛失したとき	○	○		
変更	居住地、氏名等が変わったとき	○			○
返還	障害を有しなくなったときや死亡したとき、再交付を受けたとき	○			○

※1 マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード等

※2 たて4cm×よこ3cm（上半身・脱帽、1年以内に撮ったもの）

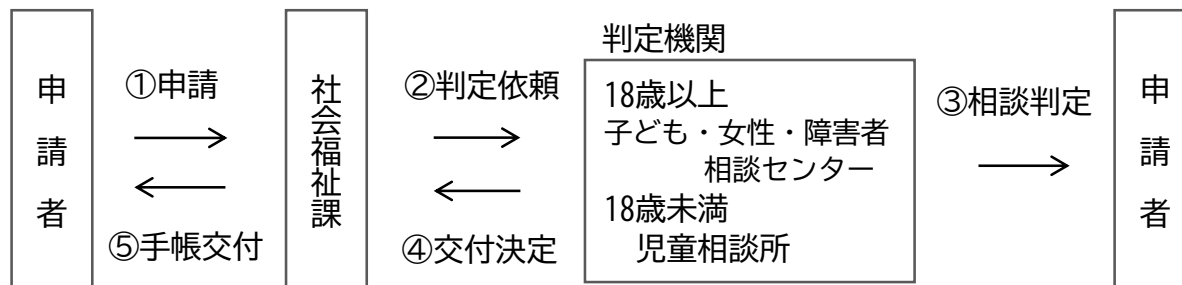
※3 診断書用紙は、社会福祉課または各支所市民サービス課にあります。

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

療育手帳

知的に障がいのある方が、各種の支援を受けやすくするために必要となるものです。手帳の交付を受けるには申請が必要です。障がいの程度により、A、Bの区分があります。

● 交付までの流れ ※手帳ができるまで2～3か月ほどかかります。



手続き	内 容	必要なもの		
		マイナンバーのわかるもの ※1	顔写真 ※2	手帳 ※3
新規	初めて手帳を申請するとき	○	○	
更新	引き続き手帳を所持しようとするとき	○	○	○
再交付	手帳を破損したとき	○	○	○
	手帳を紛失したとき	○	○	
記載事項変更	本人または保護者の氏名、住所または電話番号が変わったとき	○		○
返還	該当しなくなったときや死亡したとき、再交付を受けたとき			○

※1 マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード等

※2 たて4cm×よこ3cm（上半身・脱帽、1年以内に撮ったもの）

※3 他の手帳（身体・精神）をお持ちの場合は持参してください。

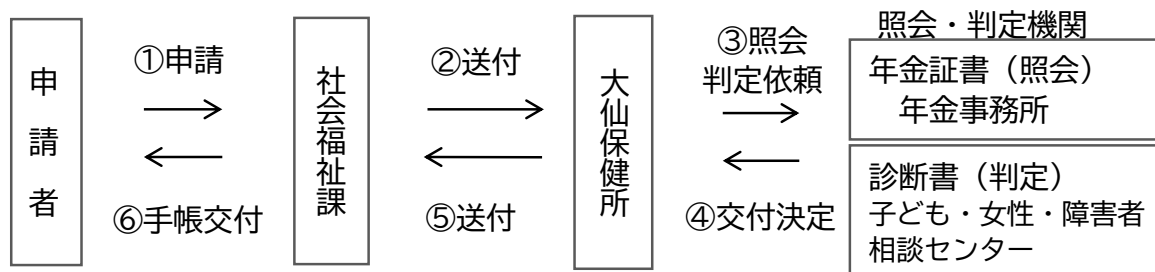
【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいがある方の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的とした制度で、各種の支援を受けるために必要となるものです。手帳の交付を受けるには申請が必要です。手帳を申請される前に、かかりつけの病院に一度ご相談ください。

●手帳の有効期間 2年間（有効期限の3か月前から更新申請可）

●交付までの流れ ※手帳ができるまで2か月ほどかかります。



手続き	内 容	必 要 な も の				
		診断書	年金証書	マイナンバーのわかるもの ※1	顔写真 ※2	手帳
新規交付	障害年金受給で初めて手帳交付を受けようとするとき		○	○	○	
	診断書で初めて手帳交付を受けようとするとき	○		○	○	
更 新	障害年金受給で手帳を所持しようとするとき		○	○	○	○
	診断書で手帳を所持しようとするとき	○		○	○	○
再 交 付	手帳を紛失したとき			○	○	
	手帳を破損したとき			○	○	○
記載事項変更	氏名、住所が変わったとき			○		○
返 還	該当しなくなったとき					○
	死亡したとき					○

※1 マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード等

※2 たて4cm×よこ3cm（上半身・脱帽、1年以内に撮ったもの）

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）